

陳情番号	件名
第 11 号	排泄課題を抱える障害児者への日常生活用具の認定に関する ことについて
受理年月日	
7.5.16	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

排泄予測支援機器「DFree」を神奈川県相模原市において、日常生活用具として認定いただきたく陳情いたします。

令和6年3月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただくことを市に求めて頂きますよう陳情いたします。

■陳情理由

1. 陳情に関する基本情報、排泄に関する情報

- ・11歳、女兒/療育手帳A1（最重度）/身体障害者手帳1級/脳性麻痺/肢体不自由
 - ・コミュニケーション：気管切開のため発語無し、モニター等様々な方法で意思疎通
 - ・ADLや移動状況：寝たきり、移動は車いす
 - ・排尿状況：4時間おきに導尿
 - ・排尿に対し、抱えていた悩み：尿量の溜まり具合に差があり、導尿の適切なタイミングが不明。時間で定期的に行っても日によって尿量が異なる。貯めすぎてしまった結果何回か尿路感染も起こり、不安を抱えています。また、導尿をしたのに尿がたまっていなかったなど、本人への負担も減らしてあげたいと考えていました。
- 上記状況から、「DFree」を使うことで、適切なタイミングで導尿ができるのではないかと思います、利用を始めました。

2. 排泄予測支援機器「DFree」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を0～10で数値化します。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知することができます。我が家では「DFree」の活用を始めてから、数値化された尿量をもとに導尿することで、今までのように少なすぎる、多すぎるといった尿量の変化に悩むことが無くなりました。何より、本人への負担も軽減出来ました。また、溜まり具合の傾向値がデータで見えるため、納得しながら調整しつつ導尿することもできています。このように、尿意を感じることができない障害児者にとってDFreeは非常に有用です。DFreeは令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。ぜひ障害児者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

陳情番号	件名
第1号	相模原市こども医療費助成制度の所得制限撤廃の早期実施および移行期における高校生世代への特例措置に関することについて
受理年月日	
8.2.9	

陳情の趣旨
<p>● 陳情の趣旨</p> <p>相模原市は、令和9年4月受診分(予定)から、こども医療費助成制度について高校生世代の所得制限撤廃および中学生以上の一部負担金撤廃を行う方針を公表しています。しかし、現行制度では中学卒業後に高校生世代へ移行する時点で養育者の所得制限が適用されるため、所得制限を超える世帯では助成が制限され、または対象外となります。これにより、子供の年齢や進級タイミングによって一時的に医療費負担の有利不利が生じ、子育て世帯間の公平性が損なわれるおそれがあります。</p> <p>つきましては、以下のとおり市に対して求めていただきますよう、陳情をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> こども医療費助成制度における高校生世代の所得制限撤廃および通院一部負担金の廃止を、令和9年4月の予定を前倒しし、可能な限り令和8年度中(遅くとも令和8年9月まで)に早期実施すること。 移行期間(令和8年4月～令和9年3月。実際の支給区分が学年切替により変更されるため、この期間を指す)において、所得制限を超える世帯の高校生世代についても、特例として現行の中学生と同等の助成を継続適用すること。 上記の実現に向け、必要な予算措置およびシステム改修を速やかに進めること。 <p>● 陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 相模原市では、令和6年8月に中学生までの所得制限を撤廃した際、市民から高い評価が寄せられ、子育て支援の一層の充実が求められています。高校生世代までの助成拡充についても、市として令和9年4月受診分から所得制限の撤廃等を行う方針が公表されていますが、施行時期が令和9年度当初となるため、令和7年度に中学校を卒業し高校へ進学する世帯では、現行制度が適用される期間において、所得制限により従来より負担が生じる状態が継続します。 私の場合、現在中学3年生の息子がこの春に高校1年生となります。所得制限を超えるため、令和8年4月以降はいったん医療証の交付が停止され、医療費の自己負担が発生する見込みです。一方、1学年下の子どもは中学生のまま所得制限なしで助成を受け続け、令和9年4月以降にスムーズに無償化に移行できるため、年齢による不平等が生じています。このような移行期の格差は、子育て世帯全体の公平性を損ない、子供の安心・安全な医療アクセスを阻害する可能性があります。 市はシステム標準化移行(令和9年1月予定)の影響を考慮しつつ、前倒しの可能性を庁内議論で残しています。市では、制度改正にあたり市民意見を踏まえた柔軟な運用調整が行われた例もあることから、同様に早期拡充または特例措置の検討を強く求めます。

陳情番号	件名
第2号	相模原市重度障害者等福祉手当の廃止の保留について
受理年月日	
8.2.12	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨 相模原市重度障害者等福祉手当の廃止について、保留することを市に対して求めていただきますよう陳情いたします</p> <p>陳情の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本手当の廃止が決定した頃と比べ、食料、日用消耗品、光熱費の基本料金等、暮らしに必要な物資が大幅に値上がりし、本手当受給者らの暮らしの状況が変化したため ○今回の物価高の最中での本手当廃止は、本手当受給者らの自助努力の範囲を超えていると感じたため ○本手当受給者自身が持つ障害のために、本手当廃止に反対する署名やその他の抗議活動に参加できず、もしくは正式に抗議として受理されず、本手当廃止反対の意思を表明する機会を得られなかった当事者が多数存在するため ○自身の金銭管理を家族や第三者に委ねる本手当受給者も多く、いまだに本手当の廃止を知らなかったり、十分に理解できていない当事者が多数存在すると思われるため ○自助努力や抗議の手段が健常者に比べ圧倒的に限られている重度障害者への手当を廃止することは、人命を軽んじることになるのではないかと改めて感じたため

陳情番号	件名
第 3 号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求めることについて
受理年月日	
8. 2. 13	

陳情の趣旨

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和 8 年 1 月現在で、全国で 1 0 4 自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

私たち「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」（県民の会）は、令和 5 年から庁舎内における、議員による政党機関紙の勧誘行為が職員への心理的圧力が伴っており、政治的な中立性にも疑問があると指摘し、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。

神奈川県と 1 6 の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と 8 の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。神奈川県議会でも令和 7 年 6 月議会で陳情が採択され、同年 8 月に管理職を対象に調査を実施。4 名が心理的な圧力を感じた、うち 2 名がハラスメント受けたと感じたと明確に回答しています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で 57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職 132 人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち 64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の 50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和 7 年 8 月）。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和 7 年 3 月、~~詳細は別添「討議資料」参照~~）。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。

相模原市庁舎管理規則ではつぎのようになります。

(使用の許可)

第7条 庁舎において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により使用の許可を受けたときを除き、あらかじめ相模原市庁舎使用許可申請書を庁舎管理者に提出し、許可を受けなければならない。

(3) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する商行為をすること。

(禁止行為)

第8条 庁舎においては、次の行為をしてはならない。

(6) 金品の寄附を強要し、又は押売をすること。

つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行っていただきたいです。

少なくとも「赤旗 押し売り」(産経新聞報道)とも揶揄されるような状況が起こってはならないことは、各会派の議員の皆様も同意してくださるはずですが。現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、購読希望があれば、職員自らが自宅等で申し込み、支払いまでできる社会環境が整っています。相模原市においては、心理的圧力を伴う勧誘行為や、意志に反する購読が根絶され、庁舎内において職員の自由意思が最大限担保されるよう、一度、議会と行政双方で明確なルールの確認をお願いします。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、~~行政~~ 市に求めてください。

2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう 市に求めてください。